

飛島ふ頭 東・西かえで橋の大型・中型車通行規制について

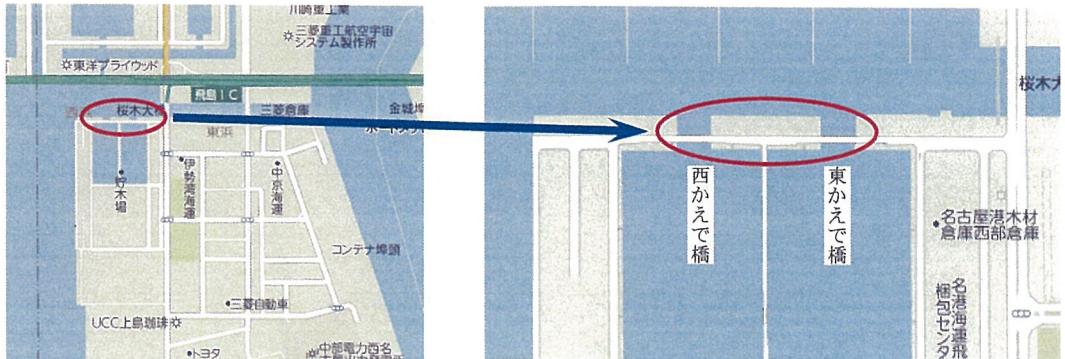
1 規制理由

東かえで橋及び西かえで橋は、昭和43年の完成で供用開始から40年以上が経過し経年劣化が懸念されていたが、平成23年度の橋梁点検調査において、前回調査（平成4年）より相当な腐食劣化の進行が見られ、速やかに補修を行うべきとの結論となりました。

補修工事の実施までは、効果的な補修方法の検討、予算の確保等にある程度時間がかかることから、当分の間、大型・中型車の通行を規制し、安全確保することとしました。

2 規制方法（下図参照）

2橋の東西端にバリケードを設置し道路幅を3m程度まで狭めることにより、大型・中型車の通行を規制します。安全対策及び案内として、東西それぞれの橋手前の交差点に案内看板等を設置し、大型車等の迂回誘導、注意喚起を図ります。



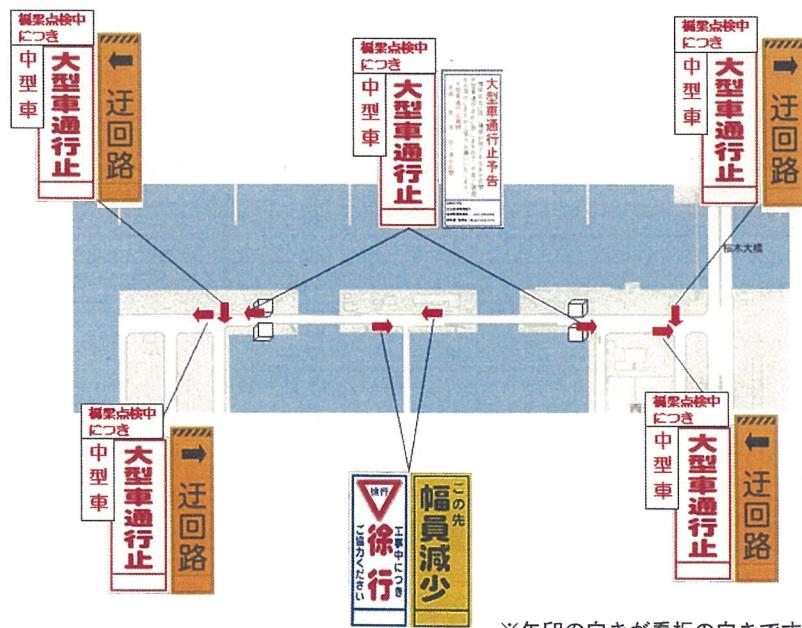
3 規制期間

平成24年7月2日から当分の間

4 連絡先

名古屋港管理組合 港営部 管財課 管理第二係 TEL 052-654-7879

名古屋港管理組合 港湾管理事務所 TEL 052-398-0038



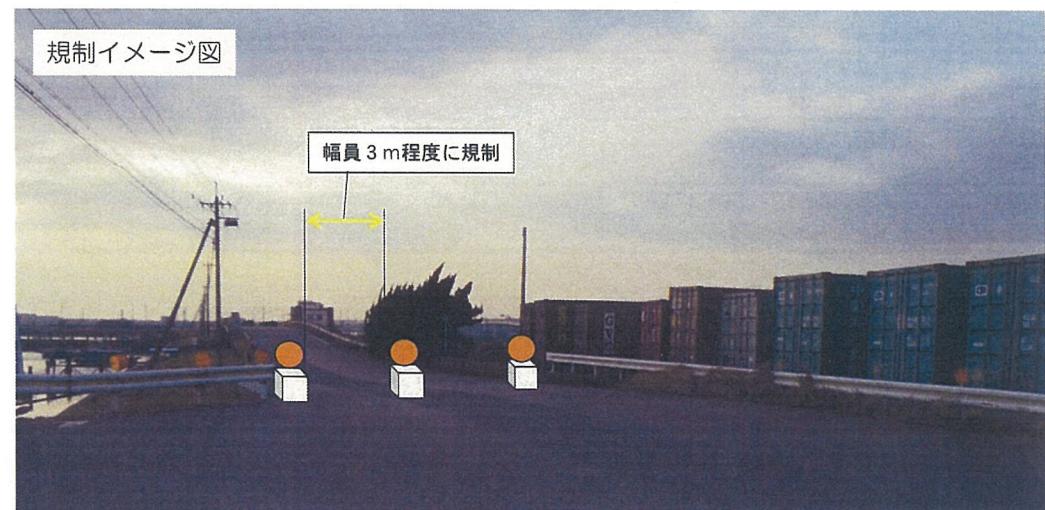
※矢印の向きが看板の向きです。



桟の腐食



コンクリートの劣化



規制イメージ図

幅員3m程度に規制